# シンビオ社会研究会　活動検討特別諮問委員会設置要綱

（設置及び趣旨）

第1条　　NPO 法人　シンビオ社会研究会（以下「研究会」という）において、研究会の活動方針を検討する、活動検討特別諮問委員会（以下「委員会」という）を、会長の下に置く。

（任務）

第2条　　委員会は、平成６年度の役員と事業計画について検討する。

第２条の２　委員会は、平成５年度前期において、平成６年度会長の候補者を会長に提言する。

第２条の３　委員会は、平成５年度内において、委員会の提言した次期会長候補者を中心とする平成６年度役員の体制と　平成６年度以降の研究会事業の方向について、会長に提言する。

（期間）

第3条　　委員会は、平成５年度第１回理事会において、該理事会の承認を経て成立し、平成６年度第１回理事会の終了をもって解散する。

（構成）

第4条　　委員会は、次の者によって構成される。

（１）　副会長

（２）　理事あるいは監事の中から、会長が推薦したもの、若干名

（３）　そのほか、会長が必要と認めたもの、０名から若干名

（任期）

第5条　　委員の任期は、委員会が設立してから解散するまでとする。

（委員会）

第6条　　委員長は、委員の互選により選出する。

第６条の２　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

第６条の３　委員長は、会長の求めに応じ、委員会の審議状況を報告する。

（その他）

第7条　　委員は、シンビオ社会研究会の発展のため、誠意を尽くす。

付則

この要綱は、令和５年５月１１日から施行する。